

静岡県選挙管理委員会規程第4号

押印の見直しに伴う関係規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和3年2月15日

静岡県選挙管理委員会委員長 立石 健二

押印の見直しに伴う関係規程の一部を改正する規程

次の各号に掲げる規程について、当該各号の表に掲げる規定及び様式の改正前の項に掲げる字句をそれぞれ対応する改正後の項に掲げる字句に改める。

(1)公職選挙法による選挙事務取扱規程（平成12年選挙管理委員会規程第1号）

第1号様式	改正前	何市(区)(町)選挙管理委員会 委員長 氏 名 印
	改正後	何市(区)(町)選挙管理委員会 委員長 氏 名
第2号様式 その1	改正前	何市(区)(町)選挙管理委員会 委員長 氏 名 印
	改正後	何市(区)(町)選挙管理委員会 委員長 氏 名
第2号様式 その2	改正前	何市(区)(町)選挙管理委員会 委員長 氏 名 印
	改正後	何市(区)(町)選挙管理委員会 委員長 氏 名
第2号様式 の2	改正前	何市(区)(町)選挙管理委員会 委員長 氏 名 印
	改正後	何市(区)(町)選挙管理委員会 委員長 氏 名
第3号様式	改正前	何市(区)(町)選挙管理委員会 委員長 氏 名 印
	改正後	何市(区)(町)選挙管理委員会 委員長 氏 名
第4号様式	改正前	何市(区)(町)選挙管理委員会 委員長 氏 名 印
	改正後	何市(区)(町)選挙管理委員会 委員長 氏 名

	改正後	何市(区)(町)選挙管理委員会 委員長 氏 名
第5号様式 その1	改正前	何市(区)(町)選挙管理委員会 委員長 氏 名 印
	改正後	何市(区)(町)選挙管理委員会 委員長 氏 名
第5号様式 その2	改正前	何市(区)(町)選挙管理委員会 委員長 氏 名 印
	改正後	何市(区)(町)選挙管理委員会 委員長 氏 名
第5号様式 その3	改正前	何市(区)(町)選挙管理委員会 委員長 氏 名 印
	改正後	何市(区)(町)選挙管理委員会 委員長 氏 名
第6号様式	改正前	何市(区)(町)選挙管理委員会 委員長 氏 名 印
	改正後	何市(区)(町)選挙管理委員会 委員長 氏 名
第7号様式	改正前	何市(町)選挙管理委員会 委員長 氏 名 印
	改正後	何市(町)選挙管理委員会 委員長 氏 名
第7号様式 の2	改正前	名 称 所 在 地 施 設 長 名 印
	改正後	名 称 所 在 地 施 設 長 名
	改正前	4 施設所在地の市区町選挙管理委員会への情報提供 この書類の写しを施設所在地の市区町選挙管理委員会に提供します。

	改正後	<p>4 施設所在地の市区町選挙管理委員会への情報提供 この書類の写しを施設所在地の市区町選挙管理委員会に提供します。</p> <p>5 施設長本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、施設長本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。</p>
第7号様式 の3その1	改正前	<p>名 称</p> <p>所 在 地</p> <p>施 設 長 名 印</p>
	改正後	<p>名 称</p> <p>所 在 地</p> <p>施 設 長 名</p>
	改正前	<p>3 施設所在地の市区町選挙管理委員会への情報提供 この書類の写しを施設所在地の市区町選挙管理委員会に提供します。</p>
	改正後	<p>3 施設所在地の市区町選挙管理委員会への情報提供 この書類の写しを施設所在地の市区町選挙管理委員会に提供します。</p> <p>4 施設長本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、施設長本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。</p>
第7号様式 の3その2	改正前	<p>名 称</p> <p>所 在 地</p> <p>施 設 長 名 印</p>
	改正後	<p>名 称</p> <p>所 在 地</p> <p>施 設 長 名</p>
	改正前	<p>3 施設所在地の市区町選挙管理委員会への情報提供 この書類の写しを施設所在地の市区町選挙管理委員会に提供します。</p>
	改正後	<p>3 施設所在地の市区町選挙管理委員会への情報提供 この書類の写しを施設所在地の市区町選挙管理委員会に提供します。</p> <p>4 施設長本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、施設長本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。</p>

第 10 号様式	改正前	何市(区)(町)選挙管理委員会 委員長 氏 名 印
	改正後	何市(区)(町)選挙管理委員会 委員長 氏 名
第 11 号様式 その 1	改正前	何市(町)選挙管理委員会 委員長 氏 名 印
	改正後	何市(町)選挙管理委員会 委員長 氏 名
第 11 号様式 その 2	改正前	何市(町)選挙管理委員会 委員長 氏 名 印
	改正後	何市(町)選挙管理委員会 委員長 氏 名
第 19 号様式	改正前	何選挙長 氏 名 印
	改正後	何選挙長 氏 名
第 21 号様式	改正前	何市(町)選挙管理委員会 委員長 氏 名 印
	改正後	何市(町)選挙管理委員会 委員長 氏 名

(2)公職選挙法による選挙運動に関する規程（昭和34年選挙管理委員会告示第35号）

第 6 条	改正前	2 前項の証紙の交付を受けようとするものは、立候補の届出をした後、県の委員会が交付する別記第 7 号様式の 4 の証紙交付票に候補者及び証紙受領責任者の氏名を記入し、かつ、当該責任者の印を押して(候補者届出政党にあつては、当該証紙交付票に当該候補者届出政党の名称及び証紙受領責任者の氏名を記入し、かつ、当該責任者の印を押すとともに、これに証紙をはるべきビラの見本 1 枚(記載内容又は体裁が異なる等種類の異なるビラがある場合においては各 1 枚)を添えて)県の委員会に提出しなければならない。
	改正後	2 前項の証紙の交付を受けようとするものは、立候補の届出をした後、県の委員会が交付する別記第 7 号様式の 4 の証紙交付票に候補者及び証紙受領責任者の氏名を記入し、(候補者届出政党にあつては、当該証紙交付票に当該候補者届出政党の名称及び証紙受領責任者の氏名を記入し、これに証紙をはるべきビラの見本 1 枚(記載内容又は体裁が異なる等種類の異なる

		るビラがある場合においては各 1 枚)を添えて)県の委員会に提出しなければならない。
第 6 条の 3	改正前	2 前項の証紙の交付を受けようとする候補者届出政党は、立候補の届出をした後、県の委員会が交付する別記第 8 号様式の証紙交付票に当該候補者届出政党の名称及び証紙受領責任者の氏名を記入し、かつ、当該責任者の印を押すとともに、これに証紙をはるべきポスターの見本 1 枚(記載内容又は体裁が異なる等種類の異なるポスターがある場合においては各 1 枚)を添えて県の委員会に提出しなければならない。
	改正後	2 前項の証紙の交付を受けようとする候補者届出政党は、立候補の届出をした後、県の委員会が交付する別記第 8 号様式の証紙交付票に当該候補者届出政党の名称及び証紙受領責任者の氏名を記入し、これに証紙をはるべきポスターの見本 1 枚(記載内容又は体裁が異なる等種類の異なるポスターがある場合においては各 1 枚)を添えて県の委員会に提出しなければならない。
第 73 条	改正前	第 73 条 法第 201 条の 11 第 4 項の規定によつて県の委員会の検印を受けようとする政党その他の政治団体は、前条第 2 項の検印票を提出しなければならない。この場合においては、検印票に当該政党その他の政治団体の名称及び検印に関する責任者の氏名を記入し、かつ、当該責任者の印を押すとともに、これに検印をすべきポスターの見本 1 枚(記載内容又は体裁が異なる等種類の異なるポスターがある場合においては各 1 枚)を添えて県の委員会に提出しなければならない。
	改正後	第 73 条 法第 201 条の 11 第 4 項の規定によつて県の委員会の検印を受けようとする政党その他の政治団体は、前条第 2 項の検印票を提出しなければならない。この場合においては、検印票に当該政党その他の政治団体の名称及び検印に関する責任者の氏名を記入し、これに検印をすべきポスターの見本 1 枚(記載内容又は体裁が異なる等種類の異なるポスターがある場合においては各 1 枚)を添えて県の委員会に提出しなければならない。
第 74 条の 2	改正前	第 74 条の 2 法第 201 条の 11 第 4 項((政治活動用ポスターの証紙))の規定により県の委員会から証紙の交付を受けようとする政党その他の政治団体は、前条第 2 項の証紙交付票に当該政党その他の政治団体の名称及び証紙受領責任者の氏名を記入し、かつ、当該責任者の印を押すとともに、これに証紙をはるべきポスターの見本 1 枚(記載内容又は体裁が異なる等種類の異なるポスターがある場合においては各 1 枚)を添えて県の委員会に提出しなければならない。
	改正後	第 74 条の 2 法第 201 条の 11 第 4 項((政治活動用ポスターの証紙))の規定により県の委員会から証紙の交付を受けようとする政党その他の政治団体

		は、前条第 2 項の証紙交付票に当該政党その他の政治団体の名称及び証紙受領責任者の氏名を記入し、これに証紙をはるべきポスターの見本 1 枚（記載内容又は体裁が異なる等種類の異なるポスターがある場合においては各 1 枚）を添えて県の委員会に提出しなければならない。
第 76 条の 7	改正前	2 前項の検印票の交付を受けた推薦団体が、検印を受けようとするときは、当該検印票に推薦団体の名称、推薦演説会を開催する施設の名称及びその所在地、開催年月日並びに検印に関する責任者の氏名を記入し、かつ、当該責任者の印を押すとともに、これを検印すべきポスターの見本 1 枚（記載内容又は体裁が異なる等種類の異なるポスターがある場合においては各 1 枚）を添えて県の委員会に提出しなければならない。
	改正後	2 前項の検印票の交付を受けた推薦団体が、検印を受けようとするときは、当該検印票に推薦団体の名称、推薦演説会を開催する施設の名称及びその所在地、開催年月日並びに検印に関する責任者の氏名を記入し、これを検印すべきポスターの見本 1 枚（記載内容又は体裁が異なる等種類の異なるポスターがある場合においては各 1 枚）を添えて県の委員会に提出しなければならない。
第 1 号様式 その 1	改正前	設置者 住 所 氏 名 ㊟
	改正後	設置者 住 所 氏 名
	改正前	候補者 氏 名 ㊟
	改正後	候補者 氏 名 備考 設置者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、設置者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。
第 1 号様式 その 2	改正前	設置者 候補者届出政党の名称 事務所所在地 代 表 者 氏 名 ㊟

	改正後	<p style="text-align: center;">設置者 候補者届出政党の名称 事務所所在地 代 表 者 氏 名</p> <p>備考 候補者届出政党の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。</p>
第 2 号様式 その 1	改正前	<p style="text-align: center;">設置者 住 所 氏 名 ㊟</p>
	改正後	<p style="text-align: center;">設置者 住 所 氏 名</p>
	改正前	<p style="text-align: center;">候補者 氏 名 ㊟</p>
	改正後	<p style="text-align: center;">候補者 氏 名</p> <p>備考 設置者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、設置者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。</p>
第 2 号様式 その 2	改正前	<p style="text-align: center;">設置者 候補者届出政党の名称 事務所所在地 代 表 者 氏 名 ㊟</p>
	改正後	<p style="text-align: center;">設置者 候補者届出政党の名称 事務所所在地 代 表 者 氏 名</p> <p>備考 候補者届出政党の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。</p>

第4号様式	改正前	推薦届出者 住 所 氏 名 ㊟ 住 所 氏 名 ㊟
	改正後	推薦届出者 住 所 氏 名 住 所 氏 名
第7号様式 の2	改正前	候補者 氏 名 ㊟ 備考 添付するビラは、1種類につき2枚とする。
	改正後	候補者 氏 名 備考 1 添付するビラは、1種類につき2枚とする。 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。
第7号様式 の4その1	改正前	証紙受領責任者 氏 名 ㊟
	改正後	証紙受領責任者 氏 名
第7号様式 の4その2	改正前	証紙受領責任者 氏 名 ㊟
	改正後	証紙受領責任者 氏 名
第8号様式	改正前	証紙受領責任者 氏 名 ㊟
	改正後	証紙受領責任者 氏 名
第8号様式 の4	改正前	何市(区)(町)選挙管理委員会 委員長 氏 名 ㊟
	改正後	何市(区)(町)選挙管理委員会 委員長 氏 名
第19号様式 その1	改正前	候補者 氏 名 ㊟ 備考 「3 候補者届出政党名(党派名)」には、衆議院小選挙区選出議員

		<p>の選挙においては候補者届出政党名を、衆議院小選挙区選出議員の選挙以外の選挙においては党派名を記載するものとする。</p>
	改正後	<p>候補者 氏 名</p> <p>備考</p> <p>1 「3 候補者届出政党名(党派名)」には、衆議院小選挙区選出議員の選挙においては候補者届出政党名を、衆議院小選挙区選出議員の選挙以外の選挙においては党派名を記載するものとする。</p> <p>2 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。</p>
第 19 号様式 その 2	改正前	<p>候補者届出政党の名称</p> <p>事務所所在地</p> <p>代 表 者 氏 名 ㊞</p>
	改正後	<p>候補者届出政党の名称</p> <p>事務所所在地</p> <p>代 表 者 氏 名</p> <p>備考 候補者届出政党の代表者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。</p>
第 19 号様式 その 3	改正前	<p>衆議院名簿届出政党等の名称</p> <p>事務所所在地</p> <p>代 表 者 氏 名 ㊞</p>
	改正後	<p>衆議院名簿届出政党等の名称</p> <p>事務所所在地</p> <p>代 表 者 氏 名</p> <p>備考 衆議院名簿届出政党等の代表者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし衆議院名簿届出政党等の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。</p>
第 24 号様式	改正前	<p>何選挙候補者 氏 名㊞</p> <p>1 掲載文 別紙のとおり</p>

		2 本件申請に関する連絡場所 電 話 局 番 連絡者 氏 名
	改正後	何選挙候補者 氏 名 1 掲載文 別紙のとおり 2 本件申請に関する連絡場所 電 話 局 番 連絡者 氏 名 備考 候補者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。
第 25 号様式	改正前	候補者 氏 名 ㊟
	改正後	候補者 氏 名 備考 候補者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。
第 26 号様式	改正前	候補者 氏 名 ㊟
	改正後	候補者 氏 名 備考 候補者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。
第 27 号様式 の 2	改正前	何市(区)(町)選挙管理委員会 委員長 氏 名 ㊟
	改正後	何市(区)(町)選挙管理委員会 委員長 氏 名
第 30 号様式 その 1	改正前	選 任 者 住 所 氏 名 ㊟
	改正後	選 任 者 住 所 氏 名
	改正前	候補者 氏 名 ㊟

	改正後	候補者 氏 名 備考 選任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、選任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。
第 30 号様式 その 2	改正前	選任者 候補者届出政党の名称 事務所所在地 代 表 者 氏 名 ㊟
	改正後	選任者 候補者届出政党の名称 事務所所在地 代 表 者 氏 名
	改正前	候補者 氏 名 ㊟
	改正後	候補者 氏 名 備考 候補者届出政党の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。
第 31 号様式 その 1	改正前	選 任 者 住 所 氏 名 ㊟
	改正後	選 任 者 住 所 氏 名
	改正前	候補者 氏 名 ㊟
	改正後	候補者 氏 名 備考 選任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、選任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。
第 31 号様式	改正前	選任者 候補者届出政党の名称

その2		事務所所在地 代 表 者 氏 名 ㊟
	改正後	選任者 候補者届出政党の名称 事務所所在地 代 表 者 氏 名
	改正前	候補者 氏 名 ㊟
	改正後	候補者 氏 名 備考 候補者届出政党の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。
第31号様式 その3	改正前	候補者又は推薦届出者 氏 名 ㊟ 〔候補者届出政党の名称 代 表 者 氏 名 ㊟〕
	改正後	候補者又は推薦届出者 氏 名 〔候補者届出政党の名称 代 表 者 氏 名〕
	改正前	候補者 氏 名 ㊟
	改正後	候補者 氏 名 備考 候補者又は推薦届出者等本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者又は推薦届出者等本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。
第32号様式	改正前	選任者住所 氏 名 ㊟
	改正後	選任者住所 氏 名 備考 選任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、選任

		者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。
第 35 号様式	改正前	検印責任者 氏 名 [㊟]
	改正後	検印責任者 氏 名
第 35 号様式の 3	改正前	証紙受領責任者 氏 名 [㊟]
	改正後	証紙受領責任者 氏 名
第 35 号様式の 4	改正前	政治団体名 事務所所在地 代表者氏 名 [㊟] 備考 (1) 届け出るビラは、2 枚とする。 (2) 異なる種類がある場合は、それぞれ 2 枚とする。
	改正後	政治団体名 事務所所在地 代表者氏 名 備考 (1) 届け出るビラは、2 枚とする。 (2) 異なる種類がある場合は、それぞれ 2 枚とする。 (3) 政治団体の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。
第 36 号様式	改正前	政治団体名 事務所所在地 代表者氏 名 [㊟] 備考 機関新聞紙(機関雑誌)は、2 部とする。
	改正後	政治団体名 事務所所在地 代表者氏 名 備考 (1) 機関新聞紙(機関雑誌)は、2 部とする。

		(2) 政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。
第 37 号様式	改正前	政治団体名 事務所所在地 電話 局 番 代 表 者 氏 名 [㊟]
	改正後	政治団体名 事務所所在地 電話 局 番 代 表 者 氏 名
	改正前	静岡県選挙管理委員会 ^印
	改正後	静岡県選挙管理委員会 ^印 備考 政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。
第 39 号様式	改正前	検印責任者 氏 名 [㊟]
	改正後	検印責任者 氏 名

(3)政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程（平成5年選挙管理委員会規程第2号）

様式第 2 号	改正前	候補者等の氏名 [㊟] 住 所 (電話) 職 業
	改正後	候補者等の氏名 住 所 (電話) 職 業

	改正前	<table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">事務所の所在地</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> </tr> </table>	事務所の所在地			
	事務所の所在地					
改正後	<table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">事務所の所在地</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 候補者等本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者等本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。</p>	事務所の所在地				
事務所の所在地						
様式第3号	改正前	後援団体の名称 代表者の氏名 ㊟ 主たる事務所の 所在地				
	改正後	後援団体の名称 代表者の氏名 主たる事務所の 所在地				
	改正前	候補者等の氏名 ㊟				
	改正後	候補者等の氏名 備考 後援団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。				

(4) 静岡県議会議員及び静岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する規程（平成6年選挙管理委員会規程第3号）

第1号様式 その1	改正前	候補者 氏 名 ㊟
	改正後	候補者 氏 名

	改正前	3 「燃料代」にあつては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください。(なお、2 の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。)
	改正後	3 「燃料代」にあつては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください。(なお、2 の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。) 4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。
第1号様式 その2	改正前	候補者 氏 名 ㊟
	改正後	候補者 氏 名
	改正前	備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
	改正後	備考 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。
第1号様式 その3	改正前	候補者 氏 名 ㊟
	改正後	候補者 氏 名
	改正前	備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
	改正後	備考 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第2号様式 その1	改正前	候補者 氏 名 ㊟
	改正後	候補者 氏 名
	改正前	4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。
	改正後	4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。 5 候補者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。
第2号様式 その2	改正前	候補者 氏 名 ㊟
	改正後	候補者 氏 名
	改正前	3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
	改正後	3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。 4 候補者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。
第2号様式 その3	改正前	候補者 氏 名 ㊟
	改正後	候補者 氏 名
	改正前	3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
	改正後	3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。 4 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第4号様式 その1	改正前	候補者 氏 名 ㊟
	改正後	候補者 氏 名
第4号様式 その2	改正前	候補者 氏 名 ㊟
	改正後	候補者 氏 名
第4号様式 その3	改正前	候補者 氏 名 ㊟
	改正後	候補者 氏 名
第5号様式	改正前	候補者 氏 名 ㊟
	改正後	候補者 氏 名
第6号様式	改正前	候補者 氏 名 ㊟
	改正後	候補者 氏 名
第7号様式 その1	改正前	氏名又は名称及び住所並びに 法人にあってはその代表者の氏名 ㊟
	改正後	氏名又は名称及び住所並びに 法人にあってはその代表者の氏名
	改正前	3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
	改正後	3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。 4 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。
第7号様式 その2	改正前	氏名又は名称及び住所並びに 法人にあってはその代表者の氏名 ㊟
	改正後	氏名又は名称及び住所並びに 法人にあってはその代表者の氏名
	改正前	2 候補者が供託物を没収された場合には、静岡県に支払を請求することはできません。

	改正後	<p>2 候補者が供託物を没収された場合には、静岡県に支払を請求することはできません。</p> <p>3 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。</p>
第7号様式 その3	改正前	氏名又は名称及び住所並びに 法人にあってはその代表者の氏名 ㊟
	改正後	氏名又は名称及び住所並びに 法人にあってはその代表者の氏名
	改正前	2 候補者が供託物を没収された場合には、静岡県に支払を請求することはできません。
	改正後	<p>2 候補者が供託物を没収された場合には、静岡県に支払を請求することはできません。</p> <p>3 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。</p>

(5)最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程（平成12年選挙管理委員会規程第3号）

第1号様式	改正前	何市(町)選挙管理委員会 委員長 氏 名 ㊟
	改正後	何市(町)選挙管理委員会 委員長 氏 名
第4号様式	改正前	何市(区)(町)選挙管理委員会 委員長 氏 名 ㊟
	改正後	何市(区)(町)選挙管理委員会 委員長 氏 名

附 則

- 1 この規程は、公表の日から施行する。ただし、第4号に掲げる規程中、第7号様式その1から第7号様式その3までの改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に改正前のそれぞれの規程の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規程の相当する規定及び様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規程の施行の際現に改正前のそれぞれの規程の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。